

平成22年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成22年6月15日 午前10:04

○散 会 午後 3:32

○出席議員（20名）

|                |               |               |
|----------------|---------------|---------------|
| 1 番 中 川 光 博    | 2 番 大 谷 貞 廣   | 3 番 児 玉 春 雄   |
| 4 番 藤 原 幸 作    | 5 番 菅 原 理 恵 子 | 6 番 澤 井 昭 二 郎 |
| 7 番 菅 原 久 和    | 8 番 伊 藤 栄 悦   | 9 番 戸 田 俊 樹   |
| 10 番 佐 藤 義 久   | 11 番 小 林 悟    | 12 番 岡 田 曙    |
| 13 番 佐 藤 昇     | 14 番 藤 原 典 男  | 15 番 西 村 武    |
| 16 番 鈴 木 斌 次 郎 | 17 番 堀 井 克 見  | 18 番 藤 原 幸 雄  |
| 19 番 佐々木 嘉 一   | 20 番 千 田 正 英  |               |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

|                       |                                                      |
|-----------------------|------------------------------------------------------|
| 市 長 石 川 光 男           | 副 市 長 鑑 利 行                                          |
| 教 育 長 肥 田 野 耕 二       | 総 務 部 長 山 口 義 光                                      |
| 会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信   | 産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸                                  |
| 水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎     | 教 育 次 長 鈴 木 公 悦                                      |
| 市 民 生 活 部 長 小 林 健 一   | 福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司                                    |
| 総 務 課 長 藤 原 貞 雄       | 企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明                                  |
| 活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広 | 財 政 課 長 川 上 護                                        |
| 産 業 課 長 伊 藤 清 孝       | 総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹                                  |
| 生 涯 学 習 課 長 菅 原 一     | 市 民 課 長 鈴 木 利 美                                      |
| 生 活 環 境 課 長 近 藤 進     | 社 会 福 祉 課 長 大 木 充                                    |
| 税 務 課 長 山 平 重 男       | 都 市 建 設 課 長 渡 部 智                                    |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 ・<br>監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿 |
| 追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博   | 幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆                                    |

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成22年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成22年6月15日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 1号 平成21年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書  
について
- 日程第 6 報告第 2号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算の繰越  
明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費  
繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 4号 平成21年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書につい  
て
- 日程第 9 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることに  
ついて）
- 日程第10 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることに  
ついて）
- 日程第11 報告第 7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることに  
ついて）
- 日程第12 承認第 1号 専決処分の承認について（平成21年度潟上市一般会計補  
正予算（第8号））
- 日程第13 承認第 2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正す  
る条例）
- 日程第14 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一  
部を改正する条例）

- 日程第 1 5 議案第 3 8 号 潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 3 9 号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 4 0 号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 4 1 号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 4 2 号 工事請負契約の締結について（追分保育園（仮称）園舎建築工事）
- 日程第 2 0 議案第 4 3 号 備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購入）
- 日程第 2 1 議案第 4 4 号 天王本郷自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 9 議案第 5 2 号 工事請負契約の締結（潟上市農山漁村活性化施設新築工事）について
- 日程第 3 0 同意第 2 号 潟上市副市長の選任について

- 日程第 3 1 同意第 3 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 2 同意第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 3 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 4 選挙第 5 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 3 5 選挙第 6 号 井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙について
- 日程第 3 6 発議第 6 号 庁舎建設調査検討特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第 3 7 陳情第 4 号 「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の  
拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書  
の提出について
- 日程第 3 8 陳情第 5 号 湖東病院の機能正常化を求める陳情書
- 日程第 3 9 陳情第 6 号 新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書



午前10時04分 開会

○議長（千田正英） ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回潟上市議会定例会を開会致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番菅原理恵子議員および6番澤井昭二郎議員を指名致します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る6月3日開催の議会運営委員会において審査の結果、本日15日から6月28日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの14日間と決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長の報告事項は、お手元に配付してある報告書のとおりですので、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。9番戸田議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、6月3日に委員、正副議長、当局から市長と、説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、6月11日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号から報告第7号および承認第1号から承認第3号までは本会議にて、議案第38号の条例（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第39号の条例（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第40号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第41号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第42号および第43号の契約案件は本会議において、議案第44号の指定管理者の指定は総務文教常任委員会へ付託、議案第45号から第51号の補正予算（案）については所管の委員会へ付託、同意第2号から同意第5号までは本会議にて、という区分で行うことと致します。

なお、議案第52号の契約案件については、6月10日が入札執行日であったことから、本日の議案配付となっております。本日の日程として取り扱い致します。

付託につきましては皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、同じくお手元に配付の陳情一覧表のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、総務文教常任委員会で継続審査としております、陳情第2号「鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書」は、陳情の相手先の鳩山首相が既に首相ではなく、委員会付託したときと状況が変わっております。総務文教委員会においてはこの点を考慮してご審議いただくこととなりますので、宜しくお願い致します。

また、潟上市農業委員会から5月31日付で潟上市農業振興施策に対する建議書が提出されております。お手元にお配りしておりますので、議員各位においてご確認をお願い致します。

選挙について申し上げます。

湖東地区行政一部事務組合議会議員の補欠議員の選挙と井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員が平成22年8月31日をもって任期満了となるため、選挙を実施するものであります。本日の日程として取り扱い致します。

発議について申し上げます。

庁舎建設調査検討特別委員会の設置に関する決議が、提出者1名、賛成者4名の議員より提出されております。本日の日程として取り扱うことと致します。

議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、研修先、研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手続をするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱い致します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。

抽選の結果、6月17日木曜日の1番めに2番大谷貞廣議員、2番めに5番菅原理恵子議員、3番めに12番岡田 曙議員、4番めに18番藤原幸雄議員、6月18日金曜日の1番めに19番佐々木嘉一議員、2番めに14番藤原典男議員、3番めに4番藤原幸作議員となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

各常任委員会の審査会場は、総務文教常任委員会は天王庁舎、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会は昭和庁舎となっております。また、審査の開始は各委員会とも21日月曜日、午後1時30分としますので宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第4、市長より行政報告の申し入れがあります。これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成22年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新庁舎の用地交渉状況についてご報告申し上げます。

新庁舎建設候補地については、これまで2月26日に議会に対して提示したことに始まり、4月20日の全員協議会では3つの候補地のうちから医療法人正和会と、有限会社サルースの所有地を最適格地として行政報告で述べており、5月26日開催の自治会長会議でも、この概要を報告したところであります。

現在、用地交渉を進めておりますが、双方が合意した時点で、調査費の予算を議会に

提出してまいりたいと存じます。

次に、地域再生事業について申し上げます。

天王グリーンランド内への産直センター（仮称）建設を中心とした地域再生事業につきましては、来年春のオープンを目指して施設の本体工事や周辺エリアの改修工事等を順次進めております。工事期間中は安全上の理由から公園内への立ち入りや天王温泉くららなどの周辺施設への入場について、利用者の方々にご不便をおかけすることが予想されますが、安全の確保が最優先ですので、ご理解、ご協力を得られるよう周知してまいります。

農林水産物等の生産・出荷体制については、活性化部会において栽培技術の向上、品質管理の適正化や出荷する際のルールづくりなどが行われており、この後、出荷組合の設立総会が開催される予定となっております。

施設の運営主体や運営経営計画などについては、運営企画部会で鋭意検討中であり、内容が決定次第、広く周知してまいります。

次に、自治基本条例策定について申し上げます。

自治基本条例の策定にあたっては、庁内検討委員会を立ち上げたところであります。今後は、条例策定方針の素案づくりに着手した後、市民による策定委員会を組織し、条例策定方針（案）を作成する予定であり、策定経過についても広く周知してまいります。

次に、潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）について申し上げます。

この条例の策定にあたっては、庁内にプロジェクトチームを設置し、12回の検討を重ね、その間に追分地区の砂利採取計画にかかわる説明会、市民からの意見募集、市民懇談会等を開催しております。また、各関係法令等の整合性を図るべく、県市町村課、河川砂防課等の関係各課との調整を進めてまいりました。

罰則規定については、秋田地方検察庁との協議に時間を要することとなりましたが、3月31日付で秋田地方検察庁検事正より「条例制定について特段の問題はないと判断した。」との回答をいただき、4月20日の全員協議会における議員の皆様への説明を経て、本定例会に条例（案）を提出しております。

本条例（案）の施行は10月1日を予定しており、今後、市民の皆様へ周知を図るとともに、規則や要綱を策定し、運用してまいりたいと存じます。

次に、子ども手当の申請ならびに支給状況について申し上げます。

子ども手当法が4月1日に施行され、すべての子どもに中学卒業まで毎月1人当たり1万3,000円が支給されます。児童手当の対象外であった中学生については、保護者が市に申請することになります。

支給月は6月・10月・2月の年3回で、初回支給日の6月10日には3,847人に対し1億2万2,000円が支給されております。

内訳としましては、児童手当対象者3,134人と、5月24日まで申請のあった中学生ならびに所得制限等により児童手当を受給できなかった713人に対し、4・5月の2か月分として1人当たり2万6,000円が支給されております。これにより5月末現在、まだ申請されていない方は118人となっております。

9月30日が新規対象者の申請猶予期限となっておりますので、支給対象者全員が受給できるよう、再度文書で通知するとともに市広報等での周知を図ってまいります。

次に、住宅リフォーム補助事業の状況について申し上げます。

この事業は、市民の居住環境の向上と住宅関連産業を主とした地域経済の活性化を促進するため、市民が居住する市内の住宅を対象に、市内の建設業者等が請け負う50万円以上の住宅リフォーム工事について、補助金の交付限度額を20万円とし、該当工事費の10%を補助するものであります。なお、秋田県においても同様の補助事業を実施しており、県と市を合わせると限度額40万円、工事費の20%の補助を受けることができます。

当初予算で1,800万円を予算措置しておりましたが、4月の受付開始以降、予想を超える問い合わせがあるなど市民の反響が大きく、6月7日現在で、186戸、2,353万円の補助申請がありました。地域経済へのよい刺激策と考えており、また、この事業を活用する方々は増改築のみならず、トイレなどの水洗化を実施する方も多く含まれていることから水洗化率の向上にもつながっているものにとらえており、この事業を継続すべく本定例会に予算を計上しております。

次に、天王本郷自治会館の指定管理者制度導入について申し上げます。

本年3月に完成した天王本郷自治会館の指定管理につきましましては、地域集会施設であることから単独指名により、天王本郷会から指定管理者指定申請書が提出されました。5月24日に指定管理者選定委員会を開催しましたところ、地域に密着した運営・管理が達成できるものと認められます。本定例会に天王本郷自治会館の指定議案を提出しておりますので、宜しくご審議のほどお願い致します。

次に、秋田県地方税滞納整理機構への職員派遣について申し上げます。

地方税滞納整理の専門機関として秋田県税務課徴収特別対策室内に、本年4月から県と県内全市町村による秋田県地方税滞納整理機構が設立されました。本市からも職員1名を派遣しており、滞納処分を執行することなどで、市から移管された未納となっている税金の縮減を図ってまいります。

次に、男女共同参画の取り組みについて申し上げます。

3月23日、昭和公民館において潟上市男女共同参画講演会を開催致しました。秋田市出身で株式会社東レ経営研究所社長の佐々木常夫氏を講師に迎え、「私にとっての会社・仕事・家庭・家族」をテーマに、自らの介護・家事・育児と仕事を両立させた経験をお話ししていただきました。市内外から約200人の参加があり、仕事と生活の調和について理解を深めました。今後は、22年度で終了する男女共同参画推進計画の内容を見直し、23年度からの次期計画を策定することとしております。

次に、健康生活推進協議会発足について申し上げます。

天王・昭和・飯田川地区でそれぞれ個別に活動しておりました、結核予防婦人会、食生活改善推進協議会、愛育班組織などの健康づくり組織を一本化して、相互連携を図るため、5月24日、潟上市健康生活推進協議会が新たにスタートしております。

今後は、市の健康づくり対策の実践かつ中核的な役割を担って活動されることを期待しております。

次に、少子化対策事業について申し上げます。

県内では本市と由利本荘市のみで実施しております子宮頸がん予防接種助成事業については、本市では女子中学生全員を対象としており、各中学校と連携を図るとともに、保護者の理解を得ながら進めているところであります。このたび医師会との契約も締結し、5月17日から医療機関の協力のもと接種が行われております。今後もPRを行い、ワクチンの接種率向上に努め、安心して結婚や出産のできる環境づくりを進めてまいります。

次に、早朝検診について申し上げます。

平成20年度から医療保険者が実施主体となった特定健診については、本年度から早朝検診と同時に実施することで、受診率の向上と、がんの早期発見に努めてまいります。検診は、6月21日から天王地区を皮切りに、9月14日まで財団法人秋田県総合保健事業団が行います。

次に、防災訓練について申し上げます。

毎年5月26日の県民防災の日に合わせて実施しております防災訓練を、今年度は昭和地域と飯田川地域で実施しました。

訓練は、秋田県内陸部を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、潟上市では震度6弱を記録、本市の被害は羽城中学校、昭和庁舎、特別養護老人ホームわかば園周辺で大規模な火災が発生したとの想定で行いました。午前9時に防災無線のサイレンを合図に、消防車ならびに消防団の積載車がサイレンを鳴らして実戦さながらの訓練を実施致しました。今年は、災害協定を結んでいる潟上市建設産業協会からも参加をいただき実施を致しております。

また、飯田川地区の羽立神明自主防災組織による救出訓練、被害の拡大を防ぐためのバケツリレーによる初期消火訓練が行われております。

これからもこのような各種訓練を行うことにより、自然災害や火災など災害発生時に迅速かつ円滑な災害緊急活動が実施できるよう防災関係機関の相互協力体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと存じます。

訓練に参加、ご協力をいただいた地域の方々ほか、関係各位に心から感謝申し上げます。

次に、八郎湖クリーンアップについて申し上げます。

毎年6月の第1日曜日、今年は6月6日の午前5時から実施され、多くの市民ならびに各種団体・各企業からのご参加をいただき、八郎湖護岸のごみ拾いを実施致しました。集められたごみは、クリーンセンターで処理しております。

八郎湖クリーンアップに参加していただきました市民ならびに各種団体・各企業の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、口蹄疫対策について申し上げます。

4月20日、宮崎県で最初の疑似患畜が確認されて以降、これまで16万頭以上に発生が拡大しております。感染源・感染ルートは明らかになっておりませんが、検出されたウイルスは、今年、韓国や香港で発生した口蹄疫ウイルスと近縁であることが確認されております。

県では、情報収集のため、県内の畜産農家に対し2回の聞き取り調査を実施し、すべての農家に異常がないことを確認しております。また、注意喚起用のリーフレットを全戸配布するとともに、5月24日には秋田県口蹄疫対策危機連絡部を設置し、27日には関

係機関・団体担当者会議が開催されております。

本市では、4戸の畜産農家で肉用牛約400頭、豚約90頭が飼育されておりますが、農家にとって危機感の持ち方や防疫対策への取り組みに温度差が出ないように、職員が各農家を訪問し消毒や家畜の健康観察、衛生管理等について指導を行っております。今後も引き続き情報の周知徹底に努め、関係機関と連携を図りながら防疫対策を講じてまいります。

次に、稲作の状況について申し上げます。

今年の播種は4月10日前後がピークになりましたが、全般的に低温・日照不足により、苗の生育は平年と比較し、遅れ気味となりました。一部にカビ等の発生や、育苗ハウスの開閉を怠ったことによる高温障害も見受けられるなど、温度管理が難しく茎丈にばらつきが多い状況となりました。また、4月13日および4月27日から28日の二度にわたる強風で86棟のビニールハウス等が損壊し多大な被害を受けましたが、農家の方々がいち早く対応したため、苗への被害はほとんど見られませんでした。

田植えは5月16日頃に盛期となりました。今後は初期の生育を確保する上で適正な水管理の実施と、いもち病等の発生を防ぐため、余り苗の早期処理や適期防除を呼びかけ、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を関係機関と連携し指導してまいります。

また、今年度新たに米の戸別所得補償モデル対策がスタートしました。この事業は、大豆・麦・米粉用米・飼料米など生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、米に対して直接補てんする対策をセットで行うものであります。既にこの対策の加入申し込みが始まっておりますが、全農家がこのモデル事業に参加していただけるよう、情報の提供やチラシ等を配布し制度の浸透を図るとともに、生産現場が混乱しないよう関係機関と連携してまいります。

転作については、大豆を重点作物と位置づけておりますが、新規需要米や加工用米への誘導を図りながら、三年に一回の適正なローテーションが組めるよう指導してまいります。また、県では今年度、枝豆産地の日本一を目指し、えだまめ日本一産地条件整備事業を新たに創設しました。本市でも主要作物として位置づけている枝豆の生産拡大に努め、作柄の安定化・生産性の向上に向け、関係団体と連携を図りながら支援してまいります。

果樹については、和梨の主力品種「幸水」は低温続きで生育が遅れており、開期の盛期は5月10日頃となりました。一部に降霜被害が確認されておりますが、今後の摘果作

業等で対応は可能であると判断しております。しかし、生育が遅れた年は小玉傾向になり、冷夏も予想されますので、徹底した摘果管理を指導してまいります。また、去年は黒星病による被害が多発しましたので、薬剤の適期散布を指導してまいります。

花卉の輪菊は、3月からの低温により活着・生育に遅れが散見されましたが、現在は回復傾向にあります。出荷の始まりは6月20日頃で市場の要望に応じた適期・適量出荷に努めるとともに、8月から10月出荷を主体に現在作業が進められております。これまで目立った病虫害被害はありませんが、徹底した予防を実施するよう指導してまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

22年度政府予算で土地改良事業費が前年度比で60%以上削減され、事業の推進が懸念されておりましたが、秋田県では前年度並みの事業費を確保しました。

本市では、今年度実施予定の天塩地区農地集積加速化基盤整備事業については既に予算内示をいただいております。しかし、新規事業の野村地区基幹水利施設ストックマネジメント事業については、いまだ予算内示がないため、引き続き国・県へ予算配分を働きかけてまいります。

次に、潟上市共通商品券事業について申し上げます。

市商工会では、地元購買力の拡大と地域経済の活性化を目的に、プレミアム付き商品券の発行を昨年引き続き実施します。1セット11枚入り1万1,000円分を1万円で販売するもので、1人5セットまで購入できます。

発売および使用期間は平成22年7月1日から12月31日までの6か月間で、お盆や年末にご利用いただけるよう配慮しております。また、抽選会など新たなサービスを加えてお客様にお楽しみいただける内容になっております。

取扱店については、昨年の173事業所を超える店舗に使用できるよう、商工会員以外にも取扱加盟店を募集しているところであります。実施にあたっては、店舗に「潟上市共通商品券取扱加盟店」のステッカーを掲示し、市民に周知することとしております。

なお、商品券の販売場所は、商工会本所と天王指導センター（旧天王商工会館）、市役所各庁舎等に加え、本年は市内の主要店舗でも予定しております。

次に、緊急雇用対策事業について申し上げます。

市では厳しい雇用情勢の中で、離職を余儀なくされた方や中高年の失業者に対して、今年度は8事業で42名の方を雇用しております。次の雇用までの就業機会を創出する事

業で、平成20年度からの累計では124名となり、雇用対策に大きく貢献しております。事業の終期は23年度ですが、今後も継続実施できるよう国・県へ働きかけてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、小中学校の2学期制について申し上げます。

現在、本市においては、小学校では1校、中学校では3校が既に2学期制を実施しております。

23年度より、小学校では新学習指導要領により、学習内容や授業時数などが見直されることとなりますが、その改訂に合わせて小学校の学期を3学期制から2学期制に変更し、市内全小中学校で2学期制を実施することと致しました。

その意義は、学校生活にゆとりを生み出し、そのゆとりを生かして教育活動の充実を図り、児童生徒に生きる力を育むことにあります。長期休業の直前まで教育活動を行うことができ、これまで以上に授業時数を確保することが可能となります。また、子供たちと向き合える時間が増え、十分な事前指導による課題を持って長期休みに入るため、学びが連続するなどの効果も期待できます。

これまでの3学期制のよさを十分に踏まえつつ、小中学校ともに2学期制になることのよさを生かした教育過程の工夫改善を進め、特色ある学校づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

現在、本市には公立保育園8園、公立幼稚園2園の計10園がありますが、すべての園に県の地域子育て創生事業の補助を受け、AED（自動体外式除細動器）1台と感染症予防対策として加湿器2台を設置するものであります。

この事業については、本定例会に関係予算を計上しておりますので宜しくご審議のほどお願い致します。

次に、認定こども園について申し上げます。

4月1日付で昭和中央保育園が若竹幼児教育センターに続いて本市では2か所めの認定こども園の認定を受けました。地域における子育て支援を行う機能を有し、幼稚園と保育園の両方の特性を生かしながら、就学前教育の充実はもちろん子育て支援を支援してまいります。

次に、平成21年度各会計の決算につきまして、現在計数整理中ではありますが、その概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約146億8,300万円、歳出決算見込額約141億4,100万円、歳入歳出差引見込額約5億4,200万円となり、翌年度へ繰り越しすべき財源約8,300万円を差し引いた実質収支見込額は約4億5,900万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約2億5,200万円、介護保険事業特別会計で約9,800万円、下水道事業特別会計で約5,200万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。企業会計であります水道事業会計は4,879万円の純利益となっております。

以上が平成21年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には、予算関係の報告として平成21年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書ほか3件、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告3件、平成21年度潟上市一般会計補正予算ほか2件の専決処分の承認、議案として潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）ほか3件の条例（案）、工事請負契約並びに備品購入契約の締結、指定管理者の指定、平成22年度一般会計補正予算（案）ほか6件、人事案件として副市長の選任について、教育委員会委員の任命について、人権擁護委員候補者2名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、報告第1号 平成21年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について から 日程第8、報告第4号 平成21年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第1号、平成21年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてから日程第8、報告第4号、平成21年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第1号から報告第4号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。  
山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、第2回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

はじめに、報告案件でございます。

議案の中身の1ページをお願い致します。

報告第1号、平成21年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成21年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

2ページをお願い致します。

平成21年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

2款総務費7項地域活性化事業費は、証明書自動交付システム構築事業費6,009万1,500円です。これは今年10月の供用開始を目指してシステムの開発を進めているものでございます。次に、8項きめ細かな臨時交付金事業費2億4,624万6,000円ですが、これは国の第二次補正予算によるものでございます。次に、3款民生費2項児童福祉費、子ども手当電算システム構築事業528万3,000円でございますが、事業は給付に合わせて完了し、6月10日に1回めの給付を行っております。次に、9款消防費1項消防費、防災情報通信設備整備事業は1,230万6,000円でございますが、今年12月の完成を目指しております。以上4事業で3億2,392万6,500円を22年度に繰り越すものでございます。主な財源は、国・県支出金2億4,134万8,000円と一般財源8,257万8,500円でございます。

3ページをお願い致します。

報告第2号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

4ページをお願い致します。

平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、1款農業集落排水費1項総務費は、きめ細かな臨時交付金事業でございますが、100万円を繰り越すものでございます。マンホール周りの舗装補修など、本年7月末の完成を目指して発注済みでございます。財源は一般会計繰入金で、特別会計に対するきめ

細かな臨時交付金事業分でございます。

続きまして5ページをお願い致します。

報告第3号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成21年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

6ページをお願い致します。

平成21年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、1款下水道事業費1項総務費、事業名、きめ細かな臨時交付金事業は350万円を繰り越すものがございます。これもマンホールの舗装補修などございまして、今年7月末の完成を目指し、発注済みでございます。財源は一般会計繰入金で、特別会計に対するきめ細かな臨時交付金事業分でございます。いま一つは、事業名、秋田湾雄物川流域下水道事業負担金でございます。これは秋田県が実施している秋田湾雄物川流域下水道事業が平成21年度内に完了しなかったために、同事業に対する潟上市の負担金50万3,000円を繰り越すものがございます。主な財源としては、下水道事業債が50万円でございます。以上、合計400万3,000円を22年度に繰り越すものがございます。

7ページをお願い致します。

報告第4号、平成21年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による平成21年度潟上市水道事業会計予算の建設改良費繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

8ページをお願い致します。

平成21年度潟上市水道事業会計予算繰越計算書は、1つめは、一向浄水場取水設備更新工事245万7,000円でございます。2つめとして、鶴沼台浄水場No.3ろ過ポンプ更新工事283万5,000円でございます。3つめとして、株山地区配水管布設工事252万円でございます。3件の合計781万2,000円でございます。財源は、一般会計出資金、きめ細かな臨時交付金事業分でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、報告第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、報告第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、報告第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

【日程第9、報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて) から 日程第11、報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)】

○議長(千田正英) 次に、日程第9、報告第5号から日程第11、報告第7号までの専決処分の報告についてを一括議題とします。

当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、報告第5号についてご説明申し上げます。

9ページをお願い致します。

専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

10ページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分するものであります。

平成22年5月6日 潟上市長 石川光男

相手方につきましては、秋田市●●●丁目●番●の●●●●●さんでございます。

損害賠償額は5万295円となります。

事故の概要につきましては、平成22年3月14日午後4時30分頃、潟上市昭和豊川山田字市の坪地内市道広域秋田五城目線上で、相手方が自動車にて走行中、道路のくぼみにはまりタイヤが損傷したことによる賠償でございます。

この件につきましては、平成22年4月13日に示談を取り交わし、賠償額が確定したものでございます。

次に、11ページをお願い致します。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

12ページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分するものであります。

平成22年5月6日 潟上市長 石川光男

相手方は、秋田市●●●●●丁目●番●号の●●●●●さんでございます。

損害賠償額は5万8,000円となります。

事故の概要につきましては、報告第5号と同じく平成22年3月14日、同日になりますが午後5時30分頃、潟上市昭和豊川山田字市の坪の市道広域秋田五城目線上で、相手方が自動車にて走行中、道路上のくぼみにはまりタイヤが損傷したことに対する賠償でございます。

この事件については、平成22年5月6日に示談を取り交わし、賠償額が確定したものであります。

13ページをお願い致します。

報告第7号、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

14ページをお願い致します。

## 専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分するものであります。

平成22年5月18日 潟上市長 石川光男

相手方は、潟上市飯田川●●●●●●●番地の●、●●●●●株式会社 代表取締役●●●●●さんでございます。

損害賠償額は54万6,546円となります。

事故の概要につきましては、平成22年4月26日、潟上市飯田川下蛇川字上谷地の市道上谷地公園1号線上で、相手方の社員が業務用車両で走行中、側溝のグレーチング、鉄製の格子状の蓋になりますけれども、このグレーチングのひずみと側溝アゴの破損、グレーチングがかかっている側溝の部分の破損によりまして、グレーチングが跳ね上がったために相手方の車両の下部が損傷したものでございます。損傷箇所についてはマフラー、センターブレーキー、プロペラシャフトでございます。これに対する賠償でございます。

この件につきましては、平成22年5月18日に示談を取り交わし、賠償額が確定したものであります。

以上3件の損害賠償金の支払については、本市が加入している全国町村会総合賠償補償保険の代理店である株式会社損害補償ジャパンから全額支払われることになっております。この金額については、保険会社の方から直接相手側の方に支払われるという形になっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより報告第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） ただいまの説明で保険金が入りますので、いわゆる市の持ち出しがないということですが、グレーチングの破損状況と、いわゆる日常の道路管理、道路関係。そしてどのように改良したかということについてどうか、お答えください。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 4番藤原議員にお答え致します。

今回の事故の関係でございますが、2件につきましては穴が開いたということがございます。もう一つのグレーチングにつきましては、道路の横断部分の所でありまして、

その部分が、アゴの部分が破損してたということでした。

どのような形でこれを市として管理をしているのかということですが、市職員が通勤する際にそういう情報があったら連絡をするようにということで、庁内の掲示板に載せて情報収集を行っているという状況でございます。それから都市建設課の職員が常に道路を見回ってはおりますけれども、何せ全地域を把握するというのはなかなか難しいということも含めて考えております。それから市民の方々、町内会の方々からもそういう情報があれば、すぐに出向いて早めに対応するという状況で現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 4番、よろしいでしょうか。

○4番（藤原幸作） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、報告第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、報告第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

【日程第12 承認第1号 専決処分の承認について（平成21年度潟上市一般会計補正予算（第8号）） 及び 日程第13、承認第2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）】

○議長（千田正英） 日程第12、承認第1号、承認第2号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第1号、承認第2号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の15ページの方をお願い致します。

承認第1号、専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

16ページをお願い致します。

専決処分書

平成21年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものであります。

平成22年3月29日 潟上市長 石川光男

平成21年度潟上市一般会計補正予算書（第8号）をご覧いただきたいと思えます。

平成21年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,820万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億5,380万1,000円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。

4ページの方をお願い致します。

9款1項1目地方交付税1億9,720万8,000円は、3月に特別交付税が確定したため、予算計上済額との差額を予算計上したものでございます。

16款1項1目寄附金については100万円の追加でございます。この追加につきましては、ふるさと応援寄附金1件分でございます。

続きまして歳出予算についてご説明申し上げます。

2款1項18目基金費は1億9,820万8,000円の追加でありまして、財政調整基金積立金1億3,003万8,000円と、市庁舎建設基金積立金6,717万円でございます。ふるさと応援寄附金100万円でございます。

積み立てによる平成21年度末の残額につきましては、財政調整基金につきましては8億8,385万7,000円となります。市役所庁舎建設基金につきましては9億円となります。ふるさと応援寄附金については505万7,000円となるものでございます。

続きまして17ページをお願い致します。

承認第2号でございます。専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

18ページの方をお願い致します。

#### 専決処分書

潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものであります。

平成22年3月31日 潟上市長 石川光男

今回の改正は、地方自治法の一部改正による法律による地方税法の改正に伴う市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としては、1つめとして、個人住民税における扶養親族申告書の提出に関すること。2つめとして、公的年金等にかかわる所得にかかわる個人の市民税の特別徴収に関すること。それから3つめとしては、たばこ税の税率改正。4つめとして、上場株式等譲渡にかかわる市民税所得割の特例に関するものであります。

1つめの個人住民税における扶養控除の見直しに伴い、見直し後も扶養控除に関する事項を把握する必要があるため、扶養親族申告書の提出に関する条文を追加するものであります。

2つめになりますけれども、公的年金にかかわる所得にかかわる個人の市民税の特別徴収に関することについては、平成21年度より公的年金から特別徴収制度が導入されることから、同制度の対象とならなかった65歳未満の給与所得者の年金所得にかかわる部分については普通徴収であるために、納税者の利便性を考慮し、65歳未満の方の年金について給与の特別徴収ができることとなりますが、こういうことで改正するものであります。

3つめとしては、たばこ税についてでございます。国民の健康増進の観点から、10月1日より税率を40%引き上げるといような内容になっております。これの引き上げによりまして、税額の増収ということが期待されるかということでございますけれども、引き上げに伴う増収額は売渡本数の減少を加味しても、平成21年度約1億6,500万円に対して平成22年度は約2,000万円、平成23年度は約4,000万円の増収が見込まれるものでございます。

4つめの上場株式等譲渡に関する個人住民税所得割の特例については、平成25年1月1日から100万円以内の小額上場株式等にかかわる配当所得および譲渡所得等を非課税とするもので、金融所得課税の一本化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進するための改正であります。

その他は所要の条項整理等によるものであります。

なお、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 2点お聞きしたいと思います。

4月1日から施行ということですので、3月議会での提案を行うことができたのじゃないかなと思いますので、そこら辺についてお願いします。

それから、たばこ税の関係では1,000本当たりの値段が変わるということなんですけれども、当初予算との関係から言えば、そういう予算で組んでいるのかどうなのかと。組んでいるんじゃないかなと思っておりますけれども、そこら辺についてお願い致します。

○議長（千田正英） 今のは2号についての質問ですから、1号についての質疑ありませんか。19番佐々木議員。

○19番（佐々木嘉一） 承認第1号の専決処分の承認ですが、内容を見ますと3月に特別交付税が確定したということで、それを基金に積み立てる専決処分だということですが、今最近、国の方でもずいぶん地方交付税の財政が厳しいということでありまして、普通交付税、地方特別交付税、潤沢に入ってきているものについては大変喜ばしいことですが、特別交付税は確か12月算定と3月算定があります。3月には最終的に決まったということでしょうけれども、その内容、そうすれば特別交付税についてはどういうふうな要素でどれくらいの計算額で決まったのか。特別交付税全体で幾らになるのか、その点ひとつお願いしたいと思います。21年度の特別交付税は、申請額と、いわゆる計算額と確定した額、特別交付税全体でどれくらいの額になるのか、お願いします。

○議長（千田正英） 川上財政課長。

○財政課長（川上 護） 佐々木議員の質問にお答えします。

特別交付税は佐々木議員のおっしゃるとおり12月と3月の2回に分けて交付されるわけでありまして、12月分につきましてはいろいろな算定要素がございまして、例えば除雪の経費とかいろいろ、普通交付税に見られないような特殊な財政事情がございまして、ルール分に基づいて12月は算定されてきます。これが大体、鴻上市の場合は12月は1億ちょっと例年来てございまして、あと残りの分は3月に来るわけでありまして、特

別交付税全体で国の枠が決まっておりますので、前年度より何パーセント減とか大枠が決まっておりますので、あと特別災害の多い団体に割り振りされますので、災害のない所は全国レベルより少ない割合で交付されます。そういうことで、全国レベルで交付される割合、前年度比何パーセント減というその割合が決まりまして、その中から12月にルール分に基づいて来た分を差し引いた分が3月に交付されるわけでございます。国全体の災害等の有無等もございまして、総枠でどのくらい来るかは3月にならないとはっきりしないわけでございます。3月分は12月の1億円ちょっと差し引いた残りの分でございます、4億円、確かはっきりとは確認してございませぬが、特別交付税全体では4億円か5億円ぐらいだったと思っておりますが、ちょっと今はっきり把握してございませぬ。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番佐々木議員、再質問。

○19番（佐々木嘉一） 今の答弁でわかりますけれども、もう決算、5月30日で決算は終わっていると思っておりますので、数字はもう確定していると思っております。いずれ後でもいいですが、特別交付税幾らなのかということをお教えいただければありがたいと思っております。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） この特別交付金よりも一般交付税の地方交付税の総額がこれだけ来てよかったんでしょうけれども、財政調整基金並びに庁舎の建設基金の方に貯金をされたということで、このことはそれはよいでしょうけれども、先般、自治会長会議の中でも市長が市庁舎建設について約10億円の庁舎の建設基金があるんだというお話をされておったときに、私どもは3月定例会を終了した時点では8億3,000万円と記憶しておったんですが、この部分を含めて10億円だと我々自治会長に説明されたかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） お答えします。

自治会長会議については9億円と私理解しました。22年度中に、この10億円に基金をいわゆる足すという、貯金をするという財源があるということも含めて申し上げたつも

りです。

○議長（千田正英） 9番、よろしいですか。

○9番（戸田俊樹） はい。

○議長（千田正英） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これより承認第1号を採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり可決しました。

これより承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 先ほどは勘違いしまして一つ早く質問してしまいましたけれども、先ほどお話ししましたように4月1日からですと3月の議会に間に合うことができたんじゃないかなと、そこら辺についてと、後は、たばこの値段については変わっているということなんですけど、これ当初の予算にこのように組み込まれていたのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 山平税務課長。

○税務課長（山平重男） 藤原議員の質問にお答え申し上げます。

最初に3月定例会に間に合ったのではないかというご質問ですけれども、今回の地方税法の一部改正につきましては国会で3月24日に可決しまして31日に公布ということになっておりますので、3月定例会には間に合わないという形でございます。

それから、たばこ税の関係につきまして当初予算に盛られていたかという形でございますが、これにつきましては盛られておりません。たばこ税につきましては、当初1億5,333万3,000円で当初予算を見ております。これにつきましては、21年度分より6.1%の減という形で当初予算を盛っております。しかるに10月1日よりたばこ税が上がるということで、さっき総務部長が申しましたとおり22年度では約2,000万円が増収になるのではないかという形で考えております。

以上です。

○議長（千田正英） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第2号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。再開は11時20分からと致します。

午前11時08分 休憩

.....  
午前11時20分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

【日程第14、承認第3号 専決処分の承認について(潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)】

○議長(千田正英) 日程第14、承認第3号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第3号について当局より提案理由の説明を求めます。小林市民生活部長。

○市民生活部長(小林健一) それでは、承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

29ページお願いします。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成22年3月31日 潟上市長 石川光男

参考資料の16ページをご覧ください。

この専決処分については、潟上市国民健康保険税条例第4条第2項中「47万円」を「50万円」に改めるのは、国民健康保険の被保険者につき算定した医療給付費分の所得

割額並びに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額が50万円を超える場合は基礎課税額の上限を50万円とし、後期高齢者支援金等課税額の上限額を「12万円」から「13万円」とするものです。これにより、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合計した課税限度額は「69万円」から「73万円」になるものです。

参考でございますが、この専決処分した理由につきましては、国民健康保険法の施行令および国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） 国の政令の一部を改正することに伴って必然的に我が市では専決するということですが、これも先ほどと同じように議会を開く余裕はあったのではないかと思います。その間いろいろ全員協議会等開催しておりますので、本来であれば、いかに政令の改正といえども専決すべきではないと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（千田正英） 小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） お答えします。

3月31日ということございまして間に合わなかったと考えております。

○議長（千田正英） 9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） 間に合わないというのは、そういうことを考えてなくて、専決でもう決めてしまうという考えが最初にあるのではないかなと思うわけです。今まで最高額を値上げするたびに専決した記憶はございません。去年は市長の選挙があったわけで、6月定例会等においても予算を組む段階ではすべてこういうことを出しておるわけですので、いかがですか、もう一度。その辺は部長よりも市長並びに副市長に見解を求めます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 9番の戸田議員にお答え申し上げます。

まず専決処分のあり方についてでございますけれども、本来専決処分というのは、議会の権威を保つためにできるだけ専決処分しないような形で本会議主義というのが最近の動向になっております。この関係については、3月31日にいつもの例年どおり専決処

分しているものでございまして、その際にただいま質問がございました戸田議員の47万円から50万円に引き上げなる部分についても限度額の関係ですけれども、これも3月31日に専決処分されているということでご理解願いたいと思います。

いずれその後に全員協議会があった際に、臨時議会でこの分を専決、対応できなかったのかということですが、臨時議会よりも本会議で報告するというのが原則ということで解釈しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 9番、もう一回。

○9番（戸田俊樹） ご理解をいただきたいということでしょうけれども、これ上げなければ何か市に対する罰則等ありますか。それとも、これを上げないと地方交付税の算定基準が狂うので、当初予算が狂うということになるんですか。それとも今回この4万円を引き上げることに伴って、引き上げなければどういう歳入の結果が生じるのか。前年度の会計上、収支見込みが2億5,000万円の国保税が黒字になるということもありますので、それは去年の定例会、6月定例会においても約3,000万円足りないということですから、それであれば何も地域別の税制の改正をして利率アップをしなくてもよかつたのではないかと思うわけで、その辺の整合性がないわけです。もう一度詳細にわたって説明をお願いします。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 9番の戸田議員にお答え申し上げます。

この国民健康保険税条例の一部改正は、国の法律改正に基づいて金額を改正するというご承知のとおりでございます。この47万円のままで引き上げない場合はペナルティーがあるのかなのかということよりも、それ以前に上位法に従うというのが地方自治の原点だと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかにございませんか。4番藤原議員。

○4番（藤原幸作） 私は今の副市長の答弁で、答弁は必要ありませんが、関連して申し上げますけれども、179条の1項というのは、前は「いとま」という言葉を使ったと思います。18年の自治法の改正でもって、いわゆる「今、時間的余裕がない」という言葉に変えられたと思います。それともう1点は180条につきまして、いわゆる議会の方でもって長に委任するという行為も先ごろの議会でやったということでございます。そし

てやはり96条の第1項では、いわゆる条例の制定改廃は第1番めでございます。そういうことから考えましても、従来の法律、省令が改正されるということで安易に取り上げるべきじゃないと。47万円のを50万円にするんじゃないで、47万円ということも出るかもしれません。そういうこともございますので、上位法がそうということじゃなくて、これはやはり議会にかけるという従来の発想からちょっと変えるということがこれから非常に大事じゃないかということをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 答弁はよろしいですか。

○4番（藤原幸作） はい。

○議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 専決処分云々については今副市長から大変懇切丁寧にご説明ありましたので理解しました。問題は、毎年毎年この国保税が天井知らずに上がっていく。この姿というのは私ずっと憂えています、はっきり言って。上位法に従って、法治国家ですから我々当該自治体の潟上市も従っていかなきゃならないということは基本形でしょうけれども、簡単に4万円のアップと言うけれども69万円が73万円と。はっきり言って、どれくらいの戸数が該当になるのかというのを説明受けたいと思うし、これ払うに身になると、納める身になると大変ですよ。月、これ6期だか7期で来てますけれどもね。皆さん恐らくね、もう耐えられない気持ちで、納税で、目的納税ですからね、やっていくと思うんですよ。ですからここは上位法云々とのからみもあるでしょうが、まさしく広くあまねく潟上の国保会計、財政というものをむしろね、きらりと光る形をつくるということもひとつの知恵なんじゃないかなと私は思いますよ。これ73万円も負担するっていうことはね、これだけじゃないですよ、言ってみればね。当然のごとく市民税も来る、固定資産税も来る、場合によっては下水も負担金も来る等々ね、もうがんじがらめの状態です。所得は全く増えない。議員諸君だってそうでしょう。減っていく。これね、言ってみればね、無理矢理もう言ってみればね、所得はないし、負担は増えるという、まさしくね、今の状態、社会構造そのものなんですよ。ですから私はやはりもう少し知恵を絞って、いろんな形で行政手当をすることも大事なんですけど、こういうところでやはりね、いい意味で驚くような施策を展開するのも私はやはり今の時代、求められているんじゃないかなということも強く感じます。例えば低所得者層については、例えば免除、制度とか等々あります。典男議員がいつもやりますけれども。これほどね、

果たしてどこが公平平等なのか。言ってみれば、ほとんど払わなくても今所得がないから当然でしょうけれどもね、払わない、あるいは段階的に割り引かれている人もいる。うなぎ上りに上がっていく国保の負担者もいる。これやはりね、もう少し上から来るから仕方ないとかじゃなくして、もう少しいい知恵を出すと。そしてやはり市民の納税者から納得のいくような納税をいただく、してもらおうということをややはり考える時期に来てるんじゃないですかと私はそう思いますよ。ちなみに私はもう最高を納めてますけれども、69万円から73万円納めるというのは本当にあれですよ、痛みますよ、これ4万円というのね。ほかもありますもの、はっきり言って。だからそこら辺は恐らく納税するべく市民の皆さんみんな同じ思いを持っているだろうと思いますので、今年まさしくね、すぐこうだということじゃなくして、何とかいい知恵がないものでしょうかということをもしろ市長、副市長あたり、少し知恵者ですからお知らせしてもらいたいということです。質問というよりも、いかがなものでしょうか。助けてほしいと思ってる人いっぱいいると思いますよ、市民の中でも。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今17番さんから提言がありました。国保税というのはもともと相互扶助制度からスタートしたんです。ですから、かかった人もかからない人も同じく平等に払うというものですが、今限界に来ているのは間違いありません。介護保険についても我々は第二の国保になるんでないかと危惧しておりました。現実、近づいてます。今の提言ですが、やはり私はこの地方議会でこのような議論をしても国会できちっとやってもらわないと困ると。我々は地方議会というのは国会で決めた法律に基づいて行っていると、これが第一であります。ですから思い切った施策ということもこれから考えなければならぬ時期ですが、私はやはり第一義的には国が法律を定める場合についてもっとも我々の考えというものを吸収してほしいと、埋めてほしいと考えています。ですが、今17番さんが申し上げた思い切った施策ということについては、財源もさることながら、やはり第一義的にはやはり国の方でしっかりした法律をつくってほしいと、これをまず申し上げます。第二点は、やはり相互扶助精神に基づいた国保財政というものを健全財政にするためには、やはりペナルティー云々もありますが、徴収率をいかにして上げていくかと。現実に相当下がってきていると。ですから、もうお手上げの状況にあるのが私たちは現実なんです、この国保については。ですから、何とかその市民の理解を得ながら国保の徴収率を上げていこうと。先般、今回また国保の税率について下

げる税率をお願いしております。段階的に下げているのですが。私はその中で条例をつくる課と税金を集める課の乖離があると。いとも簡単に上げましょうと。そうすると集める課というのは相当難儀していると。これらについてももっともっと相互間の協力というものが必要だというふうにつくづく感じておりました。そういうことも含めて今後、この国保については私はもっともっと県・国にもものを申していくつもりでございますので、ひとつ答弁はこのくらいにして差し控えさせていただきます。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 市長から今本当にいわゆる広角的な国政とのからみの中でね、いかんせんそういう背景があるということで、なるほどなと勉強になりました。国を我々やゆしてもしょうがないわけですけれども、例えば総務省の決定だとかね、どここのお手盛りのな予算はどんどんやりますよ。政権が変わるたびにやっちゃう。そして結果的には我々地方なり国民から吸い上げるという悪循環でもって今日来ているわけですよ。結果的に行政も財政も立ち行かなくなったというのが国政の今の姿なんです、それはやはりね、私どもやはり一旦上がっちゃうとこれが当たり前、いわゆる固定観念になってしまって、もう来る年も来る年も毎年毎年それ負担と。今、図らずもおっしゃったとおり後期高齢者、これだって破綻してきますよ、ほぼ。そのつけが、言ってみればこれ二股になってきてるでしょう、ちょっと表現悪いんですけども。国保の部分とその部分。ですからこれらはやはりね、まさしく地方から、一揆ではないけども声を上げて行って、やはり国がむしろ責任取っていただくんだということを今まで以上に声高にやはりあらゆる機会の中で、市長も全国市長会とかもろもろ市長会の方に積極果敢に出てるようでありますから、どうぞひとつ、中堅クラスというベテランクラスの市長になってきましたので、大いにひとつ声高に叫んで、少しでも我々納税者が楽だ、納得のいく形で納税できるような形というものを一日も早く具現化できるようにさらなる努力をひとつ期待したいと思います。

質問ですが答えはいりません。以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 条例の中身についてちょっと伺いたいと思います。

第28条なんですけれども、国民健康保険税の減免ということで対象者のところが（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの期間に限る。）が今回の改正ではなくなっているということなんですけれども、これはどういうふうな経過からこのように

なったのか。そしてまた、これを外すことによって減免の対象者の枠が私は広がるんじゃないかと思うんですけども、その判断についてもお伺い致したいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 山平税務課長。

○税務課長（山平重男） 藤原議員の質問にお答え申し上げます。

今回の健康保険税の減免の部分につきましては、後期高齢者制度の創設に伴ったことによる、今まで後期高齢者に移った人に扶養となっていた人が国保に入ってきた場合、激変緩和措置ということで2年間、いろんな面で例えば65歳の方には所得割を賦課しないとか均等額を半額にするとか、それから65歳以上のみの世帯については平等割を半額にするとかという激変緩和措置が取られました。それが2年間という形の期限立法でございましたが、今回2年を廃止しまして当分の間という形になりましたので、今回この2年を経過する月までという部分については削除しております。その結果、本来20年、21年分の考え方とは減免はまるっきり同じでございます。だから特別拡大したとかということではなくして、20年、21年と同じような措置がそのまま取られるという考え方でございますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、よろしいですか。

○14番（藤原典男） そうすると、この当分の間というのは今のところは何もなくて、この条例のままずっといくということ、まず5年後とかそういうことは何もなくて。そうならば、やはり減免の対象者の数がね、人数的には増えるんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（千田正英） 山平税務課長、

○税務課長（山平重男） 今回の税率改正に伴いましては地方税法の一部改正でございまして、これにつきましては年度を定めなくて当分の間というような形で今回税法改正がなされております。その関係で年を定めてない、当分の間という形でございます。さっきも申しましたとおり、減額になる人が増えるとかという形につきましては、当然、所得とか人数の変更に伴って当然増える可能性はあるというふうな形で思っておりますが、現時点ではちょっとそこまでは把握してございません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第3号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり可決しました。

【日程第15、議案第38号 潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第15、議案第38号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第38号について当局より提案理由の説明を求めます。小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） それでは、議案第38号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）について。

潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例を次のように制定するものとする。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、証明書自動交付機を導入することに伴い、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの利用目的、利用方法等について必要な事項を定める必要があるため、関係条例を制定するものでございます。

参考資料の22ページ、23ページを参照願います。

今回の条例は、証明書自動交付機が稼働することに伴い、この住民基本台帳法の規定に基づき証明書自動交付機からの住民票の写し、および各種証明書の交付と、住民基本台帳カードを印鑑登録証とみなし利用できるように条例制定するものであります。

それでは条例の概要についてでございますが、第1条は趣旨で、この条例は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳カードの利用に必要な事項を定めるものであります。

第2条は用語の定義であります。

第3条は利用目的で、1つめは、証明書自動交付機を利用して交付が受けられるのは、本人または本人の同一世帯に属する者の住民票の写し、本人の印鑑登録証明書、本人の所得証明書および課税証明書。2つめは、証明書自動交付機によらず印鑑登録証明書の

交付を受けることを定めております。

第4条は利用申請で、規則で定めるところにより、市長に申請することとなっております。

第5条は利用廃止で、住民基本台帳カードのサービスの全部または一部を廃止する場合は、規則に定めるところにより市長に申請するもので、これを受けて利用情報を削除するものであります。

第6条は個人情報の管理について。

第7条（委任）は、この条例に定めるもののほかは、規則で定めるものであります。

附則の3、潟上市印鑑条例の一部改正は、新たな条例制定に伴って付随的に既存の潟上市印鑑条例の規定内容を改める必要があるため、関係部分を改正するものであります。

主な改正内容は、住民基本台帳カードを印鑑登録証とみなし、窓口または証明書自動交付機から印鑑証明書の交付が受けられるものであります。

証明書自動交付機の稼働は10月1日ではありますが、これを利用するには住民基本台帳カードの利用登録が必要であり、稼働前に手続きができるよう今回提案したものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第16、議案第39号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第16、議案第39号、潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第39号について当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、議案第39号についてご説明を致します。

本案は、潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）についてでございます。

潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を次のように制定するものとする。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止するこ

とにより、自然環境の保全および災害の防止を図るため、関係条例を制定するものでございます。

本条例（案）につきましては、4月20日の市議会全員協議会でご説明を申し上げたものでございまして、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止することを目的としておりまして、土砂等による土地の埋立て等そのものを禁止するものではございません。市民の良好な生活環境の確保と、それから無秩序な土地の埋立て等により生ずる土砂等の崩落や流出の防止を図るために、市の責務、土地所有者等および作業主等の責務や土壌検査の結果報告の義務を規定しております。また、本条例の規定に違反したものに対しては、地方自治法に定めることのできる最高の刑罰としておることとでございます。

それでは37ページをお願い致します。

潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）でございます。

概要についてご説明を致します。

第1条は目的でございます。

第2条は定義でございます。

第3条につきましては適用作業を規定し、作業区域の面積を潟上市宅地開発事業等に関する指導要綱第4条の規定により、開発行為と同様の1,000㎡以上を基準値と致しております。

次の38ページをお願い致します。

第4条は適用除外で、公共事業や公共性の高い事業、事業の発注者が公共的団体で行う事業、災害時の応急措置等に対して行う作業については適用除外としております。

第5条は市の責務。

第6条は土地所有者等および作業主等の責務を規定しております。

次の39ページをお願い致します。

第7条は、作業を行おうとするものは、あらかじめ届け出をすることを規定しております。

第8条は、作業主に対して土壌検査とその結果の報告の義務を定めております。

次の40ページをお願い致します。

第9条は変更命令で、規制基準に適合しない土砂を用いた作業に対する変更命令について定めております。

第10条は、土地検査を行う際の検査資料の採取に係る義務と土地立会者を証明する書

類の作成義務について定めております。

第11条は、届け出をした作業主に対する標識の設置義務について定めております。

次の41ページです。

第12条は、作業に関する内容を日誌として記載するように定めております。

第13条は、規制基準に適合しない土砂等の使用や届け出の必要があったにもかかわらず届け出を行わなかった作業の禁止を定めております。

第14条は作業に係る措置、命令についての規定で、作業主等への作業の停止や撤去、現状の回復や作業の中止、土壌検査等の命令等ができることとしております。

第15条は、作業に係る届け出の内容を公表することを定めております。

第16条は、届け出を行った者の地位の継承について定めております。

第17条は、変更命令を受けた作業が行われる土地の所有者がこの命令に協力すべきことを定めております。

次の42ページお願い致します。

第18条は、作業主による作業終了後5年間は書類等を保存することを定めております。

第19条は報告の徴収を定めております。

第20条は作業に関し、当該職員に立入検査をさせることができることを定めております。

第21条は、本条例の規定に違反したものの住所、氏名等の公表について定めております。

それから次の43ページをお願い致します。

第22条は委任でございまして、必要な事項は規則で定めることとしております。

第23条、24条は罰則について定めております。刑罰の規定は、本市において埋立て規制による自然環境の保全や災害の防止は重要な課題であることを示すために、地方自治法で定めることのできる最高の刑罰としているものでございます。

附則と致しまして、次の44ページお願い致します。

この条例は、平成22年10月1日から施行するというものでございます。施行期日を10月1日と致しましたのは、周知期間を3か月間設けるということと致しまして、市民の方々、それから産業建設業協会の方々に周知を図っていきたいということと3か月間の周知期間を設けたものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第17、議案第40号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第17、議案第40号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第40号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案の45ページをお願い致します。

議案第40号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由についてでございますけれども、育児休暇あるいは介護休暇等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律による育児休暇、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、3歳未満の子を養育する職員について、条例の一部の改正を行うということでもありますけれども、内容につきましては時間外勤務の免除の制度化をするとともに、国家公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児の休業等を行うことができない職員の範囲等について国家公務員に準じた措置を講ずる必要があるために関係条例の関係部分を改正するというような内容になっております。

また、時間外勤務、代休時間が設けられたことに伴い、給与を受けながら職員団体のため、その業務を行い、または活動することができる時間に時間外勤務、代休時間を加える必要があるため、関係条例の関係部分を改正するというような内容でございます。

46ページ、47ページの方に条文がありますけれども、この第1条、第2条、第3条について中身を改正するという内容でございます。

なお、この条例の施行については、平成22年6月30日からとなっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第18 議案第41号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に

ついて】

○議長（千田正英） 日程第18、議案第41号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第41号について当局より提案理由の説明を求めます。小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） 48ページ、議案第41号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により不均一課税している国民健康保険税の税率について、税率を統一する必要があるため、条例の関係部分を改正するものである。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、参考資料の32ページをご覧ください。

ここにありますとおり、これは合併以降、不均一課税としていた国民健康保険税率、医療給付費分の税率を国保被保険者世帯の所得の減少に配慮し、100分の9.1に統一するものでございます。参考でございますが統一前の旧地区の率でございますが、天王地区が100分の10.2、昭和地区が100分の10、飯田川地区が100分の9.8、これを9.1に統一するという改正でございます。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は1時30分からです。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（千田正英） ただいまから会議を再開します。

【日程第19 議案第42号 工事請負契約の締結について（追分保育園（仮称）園舎建築工事）】

○議長（千田正英） 日程第19、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第42号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案の50ページをお願い致します。

議案第42号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

#### 記

契約の目的でございますけれども、追分保育園（仮称）園舎建築工事であります。

2つめとして契約の方法につきましては、指名競争入札で執行しております。

3つめの契約金額でございますけれども、落札額が3億9,000万円、消費税相当額1,950万円をプラス致しまして4億950万円となっております。

4つめとして契約の相手方につきましては、潟上市天王北野256番地、むつみ建設株式会社 代表取締役社長 佐々木徹であります。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

参考資料の34ページをお願い致します。

工事名称、契約金額、契約者につきましては議案説明のとおりであります。このたびの入札に当たりましては潟上市入札参加資格者名簿から、潟上市、秋田市、男鹿市の建築A級業者10社を指名し、うち1社からは5月18日付で入札の辞退届が提出されております。そのために9社による入札が5月25日に行われ、執行したものでございます。

工事内容と工事場所、工期につきましては、ここに書かれてありますように、園舎の本体工事と致しまして鉄骨造平屋建1,673.10㎡、約507坪になります。車庫につきましては、鉄骨造平屋建46.31㎡、約14坪になります。工事場所については、天王字追分西地内でございます。工期につきましては、このたびの議会の議決を経まして速やかに契約するということございまして、工期の期限につきましては平成23年2月28日を予定しております。

この議会の議決をいただくことによりまして、むつみ建設株式会社を相手方として4億950万円で契約を締結するというものでございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

【日程第20、議案第43号 備品購入契約の締結について(教育用コンピュータ等購入)】

○議長(千田正英) 日程第20、議案第43号、備品購入契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第43号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、提出議案の51ページをお願い致します。

議案第43号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

#### 記

1. 契約の目的 教育用コンピュータ等購入であります。

2. 契約の方法 指名競争入札で執行しております。

3. 契約金額につきましては、落札金額2,100万円に消費税相当額105万円を足しまして、2,205万円となっております。

4. 契約の相手方 秋田市手形新栄町2番58号、エイデイケイ富士システム株式会社  
代表取締役 近藤和生

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

参考資料の36ページをお願い致します。

物品の名称、契約金額、契約者については議案説明のとおりであります。このたびの入札にあたっては、潟上市物品納入登録業者から本市の仕様内容に対応できるOA機器業者9社、秋田市内でありますけれども、を指名し、うち2社からは5月21日と24日付で入札辞退届が提出されておりました。7社による入札を5月25日に執行したものであります。

納入内容と納入場所、納期につきましては説明資料のとおりであります。

議会の議決をいただき、落札者でありますエイデイケイ富士システム株式会社を相手方として2,205万円で契約を締結するというものでございます。

宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 2点お願い致します。

1つめは、入札辞退する会社が2社ありましたけれども、もしこの2社の中で辞退の理由がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

それからパソコン129台ということですが、これはパソコンのメーカーを特定しての入札ということでしたのでしょうか。そこら辺についてもお願い致します。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、14番藤原議員にお答え致します。

最初に、入札の辞退者につきましては辞退届ということで提出されておりました。内容について、その理由についてはこちらの方に届けられておりません。辞退届が出たということでございます。

それからパソコンにつきましては、こちらの方で仕様についてはしっかり決めておりますので、それに基づいて出していただいたということで、特別この機種を選定と、指定してということではございませんので宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 14番、ただいまの説明でよろしいですか。

○14番（藤原典男） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

【日程第21、議案第44号 天王本郷自治会館の指定管理者の指定について】

○議長(千田正英) 日程第21、議案第44号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第44号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、提出議案の52ページをお願い致します。

議案第44号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

1として指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、天王本郷自治会館。

2. 指定管理者となる団体 秋田県潟上市天王字天王123番地、天王本郷会 会長  
柏崎重嗣

3. 指定の期間 平成22年7月1日から平成25年3月31日まで

天王本郷自治会館の指定管理者に天王本郷会会長柏崎重嗣さんを指定するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の指定にあたっては、本年5月24日に平成22年度第1回指定管理者選定委員会を開催し、天王本郷会を指定管理者候補に選定することにより、地域に密着した運営あるいは施設機能の活用等、効果的な管理が期待できるということで全会一致で認められたことから今回提案するものでございます。

宜しくお願い致します。

○議長(千田正英) これで説明を終わります。

【日程第22、議案第45号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について から 日程第28、議案第51号 平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第22、議案第45号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてから日程第28、議案第51号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第45号から議案第51号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは私の方から、このたびの補正にかかわる予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第45号の予算書についてご説明申し上げます。

平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,006万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,367万6,000円とするものでございます。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9ページお願い致します。13款2項国庫補助金については4,401万3,000円の追加で、主なものは4目土木国庫補助金3,930万円でございます。

続きまして10ページをお願い致します。14款2項県補助金につきましては1,340万7,000円の追加で、主なものは2目民生費県補助金627万円と5目の農林水産業費県補助金612万円でございます。

11ページの方をお願い致します。3項県委託金につきましては2,555万円の追加で、主なものは1目総務費委託金、これは緑の分権改革推進事業委託金2,475万円でございます。18款1項1目前年度繰越金は1億2,877万1,000円の計上でございます。

12ページをお願い致します。20款1項市債は、5目の土木債につきましては道路改良事業債で1,900万円の追加でございます。

続いて歳出について申し上げます。

今回の補正予算では、人事異動等による人件費を全体的にわたって計上致しておるところでございます。

15ページをお願い致します。2款1項6目の企画振興費につきましては2,603万9,000円の追加で、主なものは緑の分権改革推進事業で報酬や委託料など総額2,175万5,000円でございます。これは歳入でも申し上げたとおり、県の委託事業でございます。地域のクリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のために実証調査を行いまして、蓄電池を併設した風力発電の可能性を調査することと共に具体的な事業展開の手法を検討するものでございます。

続きまして23ページの方をお願い致します。3款2項5目保育園費は補正額1,733万5,000円のうち、人件費以外は864万7,000円の追加でございます。主なものは、広域入所保育委託料397万1,000円と県の地域子育て創生事業の補助金を受けて整備するAED等の備品購入416万5,000円でございます。

27ページをお願い致します。6款1項3目農業振興費につきましては712万6,000円の追加でございまして、主なものは主要転作作物の生産拡大を図るために今年度から県の補助を受けまして実施する、えだまめ日本一生産条件整備事業費補助金417万1,000円でございます。

28ページをお願い致します。6款3項1目水産業振興費につきましては1,095万3,000円の追加で、主なものは水産物供給基盤機能保全計画策定委託料1,000万円でございます。

29ページをお願い致します。8款2項2目道路新設改良費につきましては9,746万9,000円の追加でございます。この事業につきましては、地域活力基盤創造交付金ということで旧地方道路交付金事業でございます。市道4路線の道路改良工事などが主なものでございます。

30ページをお願い致します。4項1目都市計画総務費は人件費を除いて525万円の追加でございます。井川町上水道変更認可申請書作成業務負担金がこの金額になっております。この歳出につきましては開発業者の方から雑入で歳入をみております。5項1目建築住宅総務費につきましては1,800万円の追加でございまして、市長の行政報告にありましたように住宅リフォーム補助金でございます。

続きまして議案第46号をお願い致します。

平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてであります。

予算書の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,086万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費と老人保健拠出金の確定による過不足の調整で  
ございます。

続きまして議案第46号をお願い致します。

平成22年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ374万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、平成21年度分の国・県負担金等の精算でございます。

議案第48号についてお願い致します。

平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）についてござ  
います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,233万7,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

議案第49号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）につ  
いてでございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,112万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

議案第50号をお願い致します。

平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてござい  
ます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,073万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費と国庫補助金の追加があったことによります事業費の組み替えと追加でございます。

続いて、議案第51号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）につ  
いてでございます。

予算書の収益的支出は1,057万2,000円の追加でございまして、人事異動に伴う人件費

でございます。

以上、47号から51号まで説明にかえさせていただきます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第29、議案第52号 工事請負契約の締結（潟上市農山漁村活性化施設新築工事）について】

○議長（千田正英） 日程第29、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第52号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 追加議案書の1ページをお願い致します。

議案第52号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

#### 記

契約の目的でございますが、潟上市農山漁村活性化施設新築工事であります。

契約の方法についてでございますが、指名競争入札で執行しております。

契約金額につきましては、落札額3億2,500万円に1,625万円の消費税相当額が加算されまして、3億4,125万円となっております。

契約の相手方につきましては、男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2、株式会社沢木組 代表取締役 沢木則明でございます。

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

追加の参考資料の2ページをお願い致します。

工事の名称、契約金額、契約者については議案説明のとおりであります。このたびの入札にあたっては、潟上市入札参加者資格者名簿から潟上市、秋田市、男鹿市の建築A級業者10社を指名しております。入札を6月10日に執行したものであります。

工事内容、工事場所、工期については説明資料のとおりでありますけれども、本議会の議決をいただき、落札者であります株式会社沢木組を相手方として3億4,125万円で契約締結するというような内容になっております。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 業者の指名選定につきましては大体説明でわかりましたけれども、このA級の11社、その選定の理由、その辺のところをもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

それともう1点は、先ほど以来ずっと3件の入札がございまして、その落札率の説明がないので、その辺のところもひとつ説明をいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 15番の西村議員のご質問の選定の理由についてお答え申し上げます。

このたびの業者選定については、過去に近年指名したことがあるA級の業者で、なおかつ潟上市内と近郊の男鹿市、秋田市の業者を対象に、過去に選定したことがある業者という基準で選定しております。

以上でございます。

それとあと落札率については、今総務部長が答えます。お願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

.....  
午後 1時57分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 15番の西村議員にお答え申し上げます。

先ほど総務部長からということでしたが、私が引き続き3件の落札率についてご報告申し上げます。

まず1点めの追分保育園（仮称）については91.2%です。それからコンピュータの関係については94.0%。それと産直センター（仮称）については92.1%。以上3件の落札率でございます。

以上で終わります。

○議長（千田正英） 15番、よろしいですか。

○15番（西村 武） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

副市長。

○副市長（鑑 利行） 次の人事案件は、自分に関わることなので、議場からの退席の許可をお願い致します。

○議長（千田正英） 副市長の退席を許可します。

（鑑副市長 退席）

【日程第30、同意第2号 潟上市副市長の選任について】

○議長（千田正英） 日程第30、同意第2号、潟上市副市長の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第2号について提案者より提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第2号、潟上市副市長の選任について。

下記の者を潟上市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市飯田川下虻川字上谷地55番地2

氏 名 鑑 利行

生年月日 昭和23年11月25日

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成22年6月25日付で潟上市副市長の鑑 利行氏が任期満了となるので、

地方自治法第162条の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものである。  
これが提案理由であります。

現職の鑑さんを再任したいわけですが、彼は私の右腕的存在として市民の福祉向上に  
日夜努力していると思います。どうか宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） これより同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより同意第2号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立  
願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定致し  
ました。

暫時休憩します。

午後 2時01分 休憩

.....  
午後 2時01分 再開

○議長（千田正英） それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第31、同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（千田正英） 日程第31、同意第3号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議  
題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第3号について提案者より提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第3号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市昭和大久保字表街道下2番地1

氏 名 菅原 俊

生年月日 昭和24年6月5日

平成22年6月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成22年6月27日付で潟上市教育委員会委員の淡路 徹氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得て任命しなければならない。これが提案理由であります。

淡路さんについては再任方をお願いしましたが、淡路さんからは今年度から秋田県政策評価委員会研究評価専門委員に就任したということで、本業ももちろんですが大変忙しいということで辞退されました。したがって、その淡路さんの後任として菅原 俊さんをお願いしたいと。菅原 俊さんは今年の3月に秋田和洋女子高等学校の先生を退職した方でございますので、ひとつこれも宜しくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） これより同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第3号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

【日程第32、同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第33、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（千田正英） 日程第32、同意第4号及び日程第33、同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第4号および同意第5号について提案者より一括して提案理由の説明を求めます。  
石川市長。

○市長（石川光男） 同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市昭和久保字元木田62番地9

氏 名 櫻庭 静子

生年月日 昭和16年 3 月 19日

平成22年 6 月 15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成22年 9 月 30日付で人権擁護委員の櫻庭静子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。これが提案理由であります。

続いて、同意第 5 号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市天王字北野302番地47

氏 名 馬場けい子

生年月日 昭和26年 4 月 1 日

平成22年 6 月 15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成22年 9 月 30日付で人権擁護委員の馬場けい子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。これが提案理由です。

櫻庭静子氏、馬場けい子氏、両氏ともに再任をお願いしておりますが、お二人は人権擁護委員として真面目に職務を遂行していると考えますので、ひとつこれも宜しく願います。

○議長（千田正英） これより同意第 4 号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第 4 号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第 4 号は同意することに決定しました。

これより同意第 5 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑がないようです。これで質疑を終わります。

これより同意第5号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

【日程第34、選挙第5号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長(千田正英) 日程第34、選挙第5号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りします。議長において指名することとしたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定致しました。

湖東地区行政一部事務組合議会議員には、2番大谷貞廣議員を指名致します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました大谷貞廣議員を湖東地区行政一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました大谷貞廣議員が湖東地区行政一部事務組合議会議員に当選されました。

【日程第35、選挙第6号 井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙について】

○議長(千田正英) 日程第35、選挙第6号、井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により

指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りします。議長において指名することとしたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定致しました。

井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員には、鎌田 久さん、土肥茂宏さん、佐藤 傳一郎さん、伊藤栄悦さんを指名致します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました鎌田 久さん、土肥茂宏さん、佐藤 傳一郎さん、伊藤栄悦さんを井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました鎌田 久さん、土肥茂宏さん、佐藤 傳一郎さん、伊藤栄悦さんが井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員に当選されました。

【日程第36、発議第6号 庁舎建設調査検討特別委員会の設置に関する決議について】

○議長(千田正英) 日程第36、発議第6号、庁舎建設調査検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第6号について提出者より説明を求めます。8番伊藤栄悦議員。

○8番(伊藤栄悦) 庁舎建設調査検討特別委員会の設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および潟上市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年6月15日提出

提出者伊藤栄悦、賛成者鈴木斌次郎、賛成者戸田俊樹、賛成者佐藤 昇、賛成者菅原理恵子。

提案理由を申し上げます。

庁舎建設調査検討特別委員会の設置に関する決議についての提出理由を申し上げます。

市庁舎建設は、潟上市の将来のあり方を左右する重大な事業であります。議会は地方自治法第96条で議決権が付与されており、市民の意思を代弁する地方公共団体の意思決定機関であります。特に同法4条では、地方公共団体はその事務所の位置を定め、またはこれを変更するにあたっては、1項で、条例でこれを定めなければならないとし、2項では、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の観光所との関係等について適当な考慮を払わなければならないとし、第3項では、条例の制定、改廃のときは議会の3分の2以上の同意がなければならないとの特別議決規定があり、議員の議決権の行使は極めて重要であると言わなければなりません。

また、二元代表制における議会は、市民から直接公選されており、市民の信託にこたえて新庁舎建設計画案については、あらゆる角度から関係する資料等を調査・検討、具体的内容を把握し、市民へ情報をしっかりと開示し、説明責任を果たす必要があります。

現在まで、市は議会に対して21年3月、潟上市新庁舎建設基本構想を全員協議会へ報告、その際、都市計画との関連、財政シミュレーションの提示、既存庁舎の利活用等についての質問がありましたが、明確な答弁はなく、その後、資料の提示もありませんでした。

また構想では、今後、基本・実施設計にあたっては、さらなる調整・検討を加えることができましたが、全員協議会に報告されてから1年以上経過した現在まで基本計画・実施計画は示されないままであります。

平成22年2月、議会全員協議会へ新庁舎建設ABCの候補地を報告、4月の全員協議会でC候補地が最適格地との報告がありましたが、質疑応答も設定されないままであります。これでは行政は十分に説明責任を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

以上の経緯を踏まえるとき、議会は議会としての責務を果たすため、潟上市の将来のあり方を左右する重要な事業である新庁舎建設計画案については、全議員があらゆる角度から関係する資料を検証、具体的な内容を把握し、自由な討論を通じて議会としての共通認識の醸成を図り、客観的な資料に基づき正しい判断ができるよう、新庁舎建設調査検討特別委員会を設置するものであります。

それでは具体的な内容を申し上げます。別紙の方をご覧いただきたいと思います。

庁舎建設調査検討特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、庁舎建設調査検討特別委員会を設置する。

## 記

### 1. 名称

庁舎建設調査検討特別委員会

### 2. 設置の根拠

地方自治法第110条及び潟上市議会委員会条例第6条

### 3. 設置の目的及び調査・研究事項

庁舎建設に関する具体的内容を把握し、議会が客観的な資料に基づき正しく判断できるための調査・研究を行う。

(1) 庁舎建設と都市計画との関連性について

(2) 庁舎建設資金の財政シミュレーションについて

(3) 既存庁舎の利活用計画について

(4) 主要事業との優先順位づけ及び財政シミュレーションについて

(5) その他関連事項

### 4. 委員会の構成

委員会の委員は18名とし、議長・副議長をオブザーバーとして構成する

### 5. 委員長及び副委員長

①委員長及び副委員長は委員会において互選する。

②委員長は委員会を代表し、委員会の総括及び会議の運営にあたる。

③副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長が委員長の職務を行う。

### 6. 設置期間

平成22年12月定例会終了日までとする。

### 7. 議会閉会中の継続審査

議会閉会中も継続して審査できるものとする。

以上であります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより発議第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 提出委員の伊藤議員、どうも御苦労さまでございます。

若干確認のために質問をさせていただきますけれども、今朝の行政報告の中にもござ

いましたが、今、市当局は庁舎建設のための用地交渉に入っていると。そういう段階の中でこの庁舎建設調査検討特別委員会の設置というのが必要なものかどうかということでございます。その理由については先ほど述べましたけれども、なぜならば次の4点ですけれども、先ほど提案者からも申し述べました庁舎建設と都市計画の関連性、あるいは庁舎建設資金と財政シミュレーション、また、既存庁舎の活用計画について、あるいは主要事業との優先順位、これなどですけれども、先ほども申されましたように庁舎建設をするためには今度はその建設予算というものが出てきます。そうなったときに例えば委員会、あるいは議会、必要であれば全員協議会でも十分に審査できるものではないかなと思ひまして、そもそもこの地方自治法の110条というのは、まずどこの所管にも属さない、そういう事件があった場合、この地方自治法110条で審査するというようなことが主なものでございますので、今回の場合は恐らく庁舎建設というのは総務文教常任委員会、そういう所で予算の審査にあたるわけだと思ひますけれども、あるいは議会、先ほど申されましたように全員協議会でも十分に審査・調査はできるものではないかなと思ひましてちょっとお尋ねを致しましたので、その辺のところについてどうなのかお聞かせ願ひます。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） お答え致します。

ただいまこの発議について必要か否かということでありましてけれども、私は今この経過、それから議会というものの任務、責務というんですか、こういうものを考えたとき、どうしてもやはりしっかりした調査とか、あるいは客観的な資料を精査しながら、つくるとかつくらないとかというそういうことよりも、しっかりと議会としての役割を果たしていくと、これがやはり議会の存在している意義ではないかと思ひております。

それで、今全協とかそういうことで十分できるんじゃないかとおっしゃられましたけれども、これまで3回全員協議会が開催されましたけれども、しかしながら、その中では具体的に何らの詳しい報告というものが議会には私はなかったように思ひております。ですから、年代というか、何月何日と話をしましたけれども、21年の3月に基本構想が出されて、その後から22年に全員協議会というところでABCというものが、これが市長から話された。その後でCだということがありました。若干、財政的なことはそのときには述べられたと思ひますけれども、やはりここの地方自治法第4条に書かれてるように、やはりこのしっかりと住民の利用に最も便利であるように、交通の事情とかそ

の他の観光所とかあらゆる点について我々がしっかりと議会として調査をして、その上でなるほどと、そうですかと納得できるような形で議決に臨みたいと思ってるし、同時にやはり市民に対しても私たちは二元代表制の中で市長もやはり直接市民から選ばれて、そして執行権を担っているわけですから、私たちはやはり二元代表制の中で直接に市民から選ばれて、そして市民の負託にこたえるという義務がありますので、その意味においてはそういう客観的な資料を精査しながら、これを市民にしっかりと情報を公開しながら、市民もしっかりと理解できると、納得できると、こういう形でいわば立派な庁舎建てるなら建てる、こういうことを決定していただければ一番いいことだと私は思っています、とにかく議会として、執行権は執行権として計画を出すでしょうけれども、議会は議会としてそのところをしっかりと精査をしながら対応していくのが議会の責務だと思っておりますので、あえて今、全議員でそれで検討しながら、それこそ鋭意自由討論しながらいいものをつくり上げていきたいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 15番、ただいまの説明でよろしいですか。

○15番（西村 武） はい。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 今の答弁の中で、市民に対する情報公開ということも話されましたけれども、設置目的として1から5まで、その他の関連事項、随時わかってくることもあるわけですね。それについては最後に12月の議会終了日まで一括して市民に情報公開するのか、それともわかっている段階で随時教えて、いろんなことがわかってくるとは思うんですけども、この前の議会報告会の中でも庁舎建設についてはなかなか進捗状況が市民わからないということがありましたので、これについて調査研究ということを書いてはありますけれども、市民に対する情報公開というところが抜けていると思うんでね、そこら辺についての考え方、一括して市民の皆さんにやるのか、それとも随時というところ、これは委員会開いての検討事項にもなると思うんですけども、提案者としてどういうふうにご考慮されるのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 今の藤原さんの質問ですけれども、これはもっともなことでありまして、やはりこれも私たちは目的というか、そういう目的がありましたので、12月ということを一応想定しておりますけれども、しっかりした情報とか資料等が集まってくれ

ば、それ要請したり調査したりいろいろなことをやると思いますが、そういうことがなされて、そして9月議会でそれこそもうやっていけるという状況であれば、それはまたそのときで結構だと思いますし、しかしながらやはり2か月ぐらいという状況の中で果たしてそれができるかというのがなかなか不安な状況もありますので、そこで一応12月の、しかも12月議会で報告できるような格好で一応12月の定例議会の最終日と書いてございます。

それで、その調査する内容、資料等については、1から5と書いておりますけれども、これは特別委員会でそれこそどういう取り扱いをするかということについても話し合っていかなければいけないと思っています。できれば中間報告的にはっきりと決まったそういうのが資料としてしっかりしたものが出来れば、9月議会あたりでもそういうのは議会広報というもので、議会広報委員長もおりますけれども、ご相談しながら市民に対して公表、開示していきたいと考えております。議会広報委員長の方とご相談申し上げますので宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 14番、ただいまの説明でよろしいですか。

○14番（藤原典男） はい。

○議長（千田正英） ほかに。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 基本的なことを申し上げながら私の考えを申し上げ、そしてそれにお答えをいただきたいと思います。

今、伊藤議員から二元代表制であるということで、議会が、議員がきちっとその使命と権能を果たさなきゃだめだということを特に力説されました。この五十年、百年という大計に立つ代物に手をつけるんだから、21年の春以来ずっと3回ぐらいあったんだけど、具体的に掘り下げた議論の機会がなかったという趣旨だったと思います。それが私どもも負託をいただいて選挙で選ばれた議会がきちっと権能の役割を果たすためにも、特別委員会の立ち上げが必要だということで間違いないですね。

○8番（伊藤栄悦） はい。

○17番（堀井克見） 私、それはそれで私も当然議員の一人ですから立派な趣旨であり、その主張は私も全く同感です。自ら議会議員として、あるいはまた議決機関の権能を放棄するようなことはあってはならない、余りにも当然で当たり前のことであります。

ただ、この庁舎建設というのは3月議会でも私ども申し上げておりますけれども、もとを正せば合併協議会、6年前にさかのぼります。その間、時間を重ねて今日まで来て

おりまして、財源のシミュレーションということもその旨としてありますけれども、まさしくもう4年後にはその特例債の有利な財源活用の期限も切れるというようなかなりせっぱ詰まってきておる状況にあることもまた否めないと思います。

そういう中で今もろもろ提案されたわけでありましてけれども、基本的に1年半ぐらいかけて議会の代表、市民の司の代表が庁舎検討特別委員会というものを組織し、市長の諮問機関でありましたけれども一定の方向を財政も含めてしっかりと出しております。それをも既に昨年度の上で私どもに提示をいただき、当局の説明不足、これも否めないわけですけれども、我々議決機関、議会側もいま少し果たして踏み込んでいくべきであったのではないかなど。ただ静観する、受け身に回ったという感が、これもまたあるんじゃないかなどということで、そこらは私どもとしても今この段に至って特別委員会を立ち上げて、今、提案者である伊藤さんのお話ですと建設あるかもしれないし、ないかもしれないと。まさしく調査研究した次第によって、その一定の方向は定めますよということ間違いありません。

だとすれば私一番ここで心配するのは、実質議決機関が特別議決までして最終的な決着を見るわけですが、12月、いわゆる議会の末日までとなれば、おおむね半年間、向こう半年間、庁舎建設にかかわる予算、あるいはまた執行権というのは実質私は当局側から見れば拘束されることになる。素直に、普通に判断すれば。そういう判断が成り立とうかと思えます。そうした場合において、例えば用地交渉というのはその執行権の範疇で許されるものなのかどうか。まさしく半年かけて私どもが調査特別委員会で積み上げていった、その方向結果出るまでですよ、当局は一步もやはり遅々として進めないということもまた一方においてあるのではないかと。その部分のデメリットと申しましょるか、まさしくどんどん時間は刻々と過ぎていくわけですから、デメリットというものもまた場合によっては後顧の憂いを残すことになりかねないかなどということをちょっと私はね、議会の権能を発揮するということの大事さとあわせてまた半年間という期間の重さというものはどれぐらい真剣に考えて提案されたのかなど。私は半年というのはいちよつと長いんじゃないかなど、本当に真剣でやるのであれば私ども相当の議員報酬もいただいてやっていますし、あらゆる資料を求めて、また当局からも積極果敢に出していただいて、遅くとも9月議会の末日までにはきっぱりと議会としてのやはり意向、いわゆる報告を出すと、そして当局もまたその時点から当局側の執行権も発揮できるような環境をつくってあげる、それが私は堂々の同じ立場立場の主張でないかなど。半年

というけれども、半年多くね、時間を送るということはやはり相当その間、市民もいろんなことを思うでしょう。様々な運動も起きておりますので、この半年の期間、言ってみれば拘束、塩漬けされると、歴史の大事業が塩漬けされるという現実、私は否めな  
いと思うので、その面での市民の混乱なり憶測なりデメリットというものを思うときに、私はやはり必ず末頃までにスピード感を持って議会の権能を発揮するにしてもですよ、やるのが、私はやはりこの段に至っては一番適切な議会側の特別委員会の立ち上げ、そして期間の設定ではないかなということ、私一人でしょうか、そう思うのは。そのことについて今まだ案ですからこれを変える余地は十分ありますので、皆さんひとつ懐を深くして議会側もやはりこれは今から、私の考え方としては、調べた結果、建設不可というわけにはなかなかいかないものだろうと私は思いますので、その点を、どうせ結論出すのであれば半年と言わないで3か月という中でスピード感を持って一生懸命我々も集中して特別委員会の中で審査すべきが、議会側のまた姿ではないかなと私はそう思いますけれども、その点についてどういうご見解、再考する余地があるのかないのかご回答いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 今のお話の意味もわかります。それで9月議会ということも念頭にはありましたけれども、しかしながらやはり2か月という状況の中でそれが果たして十分できるかという非常に危惧するところもありまして、やはりできればそういうことが12月議会まで延ばすというんじゃないで、そのところまでいきながらも、しかしながらいろんな要請した資料とかいろんなものができるような状況があれば、あるいは視察することもあるだろうけれども、そういう9月の末のこれを目処にするということも、これはあり得ることです。ですから私としては、12月の議会の最終日とは書いてありますけれども、努力としては9月あたりまでまず頑張りたいとは思いますが、しかしながらやはり後ろの方はそこまで何とか見てもらえれば、それこそ頑張るところも頑張りますけれども、と思っておるところです。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 提案者の伊藤議員から、私の申し上げましたことも十分わかるよと。ただ、基本はやはりスピード感を持ってね、これだけのやはり一大事業をやるためにはいたずらにという言葉があたるかどうかわかりませんが、長めてだらだらといくということじゃないのだと。いいものが成果として上がれば9月でもやろうじゃな

いかということ私を素直に受け止めてほしいと思います。

せっかくこの機会でありますから、私もこれまで忸怩たる思いがありました。皆さんからお許しをいただきながら、やはり議会議員のだれかがちょっとこのことに触れておかなければ、この先、私は審査する上でも特別委員会やる上でも若干の問題があると思いますので、あえて言わせてもらいます。

まず1つは、当局側がやはりこの歴史の代物をやるにしてですよ、やはり資料の提示、説明等々がやはり十分でなかったんじゃないかなど。当局側としてはそうでないんだと、執行権の範疇でやってるから言われる筋合いでないと思うかもしれませんが、私はやはりそういうものが底流に、この特別委員会が立ち上がるという底流には、議会側から見ればですよ、どうもこれだけのものをやるのに懇切丁寧な協議の機会なりがなかったというやはりひとつ腹が議会側にあるのかなど。私はやはり全くないとは言えない認識を持っていますので、全体にあるのかなど、基本的には。そのことが1点。

それから2つめは、はっきり申し上げますけれども先日の自治会長会議という集まりの中で、確かにその前の全協のときに市長が諸報告という形の中でA B CのC案が有力だという趣旨の発言もされまして、ただ、質疑の機会もありませんでしたし、一方的に終わったと。その後、間もなく初めての議会報告会がある2日前、26日ですか、私の記憶をたどっていきますと、そのときにどんと花火が上がったように、今日魁の記者もおられますけれどももう決定したと、Cの場所に。あれは私は衝撃的でした。28、29日の報告会では、どこへ行っても議会がどういう役割とどういう議論をしてCの候補に決まったんだということで、総すかんといえますか、猛烈な質問攻めに遭いました。しかしながら前段でも申し上げましたが、そのプロセスなる内容がわかりませんですから、私どもは答えるすべがないんです。言ってみれば赤恥をかいた思いの方々もいたんじゃないのかなど。私はかきました。私はこう言いましたよ。「市長の思いであって、議会で議決を経たことではありませんので、魁新聞がどこからニュースソースを取ったのか私はわかりません。」という程度で終わらせて、「これからは、これからは本当の議論が始まりますよ。」ということをお返すのが精いっぱいでした。そのことに対する市長が実際ね、どういう認識の中で、今日午前中の議論でもちょっと触れられておりましたけれども、戸田議員がね、どうなのかなど。それがやはり私ども議会から見れば、市長の思いもわからないわけでもない。執行権というものの重さもわからないわけでもないけれども、一抹のちょっとひとつクエスチョンマークが付いた今回のこの要素で

はないかなということです。このことが2つめですね。

3つめは、今この財政云々と、紙1枚からボールペン1本と、石川市長は町長時代から節減に努めていまして、今まさしくその思いで市政の舵取りをしておるわけですが、特別委員会を立ち上げるといのは20人が出れば2万円かかりますよ。例えば長くやれば長くやるほど税金がそこに投入されていくんです。場合によっては先進地に行くかもしれない。場合によっては参考人を呼ぶかもしれない。まさしく税金を食っていくんです。ですからこういう状況をつくったのは、研究しなかった我々も悪いでしょうが、ちょっとやはり説明の甘さもあつた当局側も少しはやはり反省してもらわなければ、私ははっきり言ってこの歴史の代物、未来永劫ね、我々の子々孫々に残す代物を立てるときに二分三分して市民が騒ぐということは恥ずかしいことですよ、歴史上。ですから、それをやはり回避するための努力というものは、私も足りなかったでしょうし、市長もちょっとは足りなかったんじゃないかなという素直な原点に立つべきじゃないかなと、この機会に。

以上、この3点について市長から答弁いただく場面ではないかもしれませんが、もし市長が所感の一端でもあればお尋ねをし、そしてそれを踏まえながら我々もスピード感を持って今回の特別委員会の使命を、汗をかいていきたいと思しますので、できればひとつ、議長の特別な配慮をいただきながら一言いただければありがたいなと思います。まず答えられないということであれば、それはそれで結構です。特別委員会の中で私はむしろ場合によっては問うかもしれませんが、この機会に、むしろスタートの段階で当局がどういう思いでいるのか、そしてそのことをもし議長から配慮いただければ、できないとすればそれで結構です。最後になりますけれども、市長、できるならば答えていただきたい。できないとなれば私の質問というか、市長に対する質問と、それから提案者に対する質問を一応終わりたいと思っておりますけれども、これらに関連してもし何なら、提案者が私の今申し上げたことに対してどういう思いを持っていただけるのかということでもって終わらせてもいいです。どうですか。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 今の堀井議員の言ってることは私もまた感じていたことでありますし、それから議会としてもやはり議員の皆さんも相当やはり、「いや、ちょっとうーん」という声は現にあったと思います。それはそれとして、今お話しになったようにそれぞれやはりそれぞれにおいてそれぞれのあり方があるわけで、それぞれ考えてい

ることだと思えます。しかしながら現実には議会側としてはそういう感じを持つて、執行部の方ではまたそれなりの考えでやったと思えますけれども、それはそれとして、この後ね、これからしっかりしたものをやっていくためにということでもありますので、まずは市長の声を聞いてから採決をするということじゃなくて、やはり採決は採決という格好でやっていかなければいけないのではないかと私はそう思いますので、特別、市長さんの話を聞くということはないのではないかと。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 2時42分 休憩

.....

午後 2時45分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

藤原議員。

○14番（藤原典男） 今、この提案に対する提案理由の質疑をやっているわけですから、その質疑が終わってから、これでないとなれば一回まず賛成反対の結論を出して、それから市長から自分の考えを述べてもらった方が私はいいと思うんですけども。

○議長（千田正英） ただいまの14番の発言について、そのとおりでいいのか、採決を取ってから市長からご意見を聞くのがいいのか、皆さんのご意見を。

それでは、まだほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 賛成討論は。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ここで市長の発言を許します。

○市長（石川光男） 先ほどの議論の中で17番さんからご意見を聞かせてほしいという、提案者においても聞きました。

この際、当局も説明責任というか資料というものが少し不足であったのではないかということについては、そのとおりだと否定はしません。結局、今、結果的には調査検討委員会を設置しますので、その際については、今の1から5については今すぐにも出せるような資料を用意して、なるべく早めに開会して審議してほしいというお願いをします。

それから、この際ですから、せっかくの機会ですから私の市役所の庁舎に対する基本的なスタンスと申しますか、そういうものを申し上げておきたいと思えます。

私は何が何でも市役所を建てる、建てなければならないという建設至上主義者では絶対ありません。この市役所の建設に私は2点のスタンスを持っています。基本見識。1つは、この最大の、合併の最大の協定項目が市役所であるわけです。この市役所については旧3町の議会が承認して認めていると。しかも寺田知事の特別立会人のもとで協定書を結んでいること。私は合併協議会の会長として、その協定の履行を遵守する責務があると、使命感であります。2つめは、何回も言いますが特例債の期間を過ぎると、もう再び二度と永久には不可能であろうと考えております。ですから、この合併特例債の期間中に建てるのが将来の潟上にとって、百年の大計にとっても必要だと確信しています。そういうことで、ひとつこれからの調査検討委員会を全職員を挙げて資料提供については全面的に開示していきたいと思えますので、是非なるべく早めに進めてくださるよう私からお願い申し上げて終わりたいと思えます。

○議長（千田正英） 市長、ありがとうございました。

それでは、庁舎建設調査検討特別委員会正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 3時29分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

庁舎建設調査検討特別委員会の正副委員長が選出されましたので、報告致します。

委員長には伊藤栄悦議員、副委員長には戸田俊樹議員、以上のとおり報告します。

【日程第37、陳情第4号 「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書の提出について から 日程第39、陳情第6号 新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書】

○議長（千田正英） 日程第37、陳情第4号、「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書の提出についてから日程第39、陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書についてまで一括議題とします。

陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提出された陳情第4号から陳情第6号までについては、来る6月11日の議会運営委員会においてお手元に配付の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することとしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号から陳情第6号については各常任委員会に付託することに決定しました。

鑑副市長より発言の許しを求められましたので許します。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 貴重な時間をいただきまして一言お礼を申し述べさせていただきたいと思います。

今日、石川市長より副市長の人事案件を提案されまして、皆様のご同意を得まして再び副市長の職に就くという形になりました。これも日頃から皆様のご指導、ご鞭撻の賜物と存じております。いずれにしても、潟上市を石川市長の女房役として粉骨砕身頑張ってまいりたいと思いますので、この後も宜しくご指導、叱咤激励お願いしたいと思います。どうも本日はありがとうございました。

○議長（千田正英） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、6月17日木曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

御苦勞さまでございました。

---

午後 3時32分 散会